

学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）普通保険約款

（平成 26 年 4 月 2 日制定）
（平成 26 年 10 月 2 日改正）

目次

第 1 章 保険金の支払	
第 1 条 保険金の支払	96
第 2 条 死亡給付金の削減支払	97
第 2 章 責任開始	
第 3 条 責任開始の時	97
第 4 条 保険証券	97
第 3 章 保険料の払込み	
第 5 条 第 2 回以降の保険料の払込時期および猶予期間	98
第 6 条 契約の失効	98
第 7 条 保険料の払込方法（経路）	98
第 8 条 会社による保険料の払込方法（経路）の変更	98
第 9 条 前納払込み	98
第 10 条 未経過期間に対する保険料の払戻し	99
第 4 章 契約の解除	
第 11 条 重大事由による契約の解除	99
第 12 条 加入限度額超過による契約の解除	100
第 5 章 契約の取消しおよび無効	
第 13 条 詐欺による取消し	100
第 14 条 不法取得目的による無効	100
第 6 章 保険契約者または保険金受取人の代表者	
第 15 条 保険契約者または保険金受取人の代表者	100
第 7 章 契約関係者の変更	
第 16 条 保険契約者の変更	101
第 17 条 住所等の変更	101
第 8 章 契約の変更	
第 18 条 保険金額の減額変更	101
第 19 条 保険料払済契約への変更	101
第 9 章 加入年齢の計算および年齢に誤りがあった場合の取扱い	
第 20 条 加入年齢の計算	102
第 21 条 年齢に誤りがあった場合の取扱い	102
第 10 章 解約	
第 22 条 保険契約者による解約	102
第 23 条 保険金受取人による基本契約の存続	102
第 11 章 返戻金の支払	
第 24 条 返戻金の支払	103
第 12 章 契約の復活	
第 25 条 契約の復活	103
第 26 条 復活の責任開始の時	104
第 27 条 復活の効果	104
第 13 章 契約者貸付	
第 28 条 契約者貸付	104
第 14 章 契約者配当	
第 29 条 契約者配当金の割当て	105
第 30 条 契約者配当金の支払	105
第 15 章 譲渡禁止	
第 31 条 譲渡禁止	106

第 16 章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

第 32 条 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い 106

第 17 章 保険金等の請求および支払時期等

第 33 条 保険金等の請求および支払時期等 106

第 34 条 消滅時効の援用 107

第 18 章 第 1 回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第 35 条 第 1 回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則 107

別表 1 死亡給付金額

別表 2 必要書類

第 1 章 保険金の支払

第 1 条（保険金の支払）

(1) この基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

- ① 全期間払込 17 歳満期学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）、全期間払込 18 歳満期学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）、12 歳払込済 17 歳満期学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）および 12 歳払込済 18 歳満期学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1]	保険契約者 ^[2]
死亡給付金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	死亡給付金額（別表 1）	

- ② 全期間払込学資祝金付 17 歳満期学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）、全期間払込学資祝金付 18 歳満期学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）、12 歳払込済学資祝金付 17 歳満期学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）および 12 歳払込済学資祝金付 18 歳満期学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
学資祝金	被保険者が満 5 歳 8 か月に達した日の直後の 12 月 1 日に生存していたとき	基準保険金額 ^[1] × 5%	保険契約者 ^[2]
	被保険者が満 11 歳 8 か月に達した日の直後の 12 月 1 日に生存していたとき	基準保険金額 ^[1] × 10%	
	被保険者が満 14 歳 8 か月に達した日の直後の 12 月 1 日に生存していたとき	基準保険金額 ^[1] × 15%	
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1]	
死亡給付金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	死亡給付金額（別表 1）	

- ③ 12 歳払込済学資祝金付 21 歳満期学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）および 18 歳払込済学資祝金付 21 歳満期学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）

名称	支払事由	支払額	保険金受取人

備考（第 1 条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 保険金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- [3] 死亡給付金を支払わない場合は、第 24 条（返戻金の支払）に基づき返戻金を支払います。

学資祝金	被保険者が年齢 18 歳に達したとき	基準保険金額 ^[1] ×25%	保険契約者 ^[2]
	被保険者が年齢 19 歳に達したとき	基準保険金額 ^[1] ×25%	
	被保険者が年齢 20 歳に達したとき	基準保険金額 ^[1] ×25%	
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[1] ×25%	
死亡給付金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	死亡給付金額(別表 1)	

(2) 被保険者が保険契約者の故意により死亡した場合には、死亡給付金を支払いません。^[3]

第 2 条（死亡給付金の削減支払）

被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡給付金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、積立金^[1]の額を下回ることはありません。

備考（第 2 条）

[1] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第 2 章 責任開始

第 3 条（責任開始の時）

(1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第 1 回保険料を受け取った場合	第 1 回保険料を受け取った時
② 会社が、第 1 回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	第 1 回保険料相当額を受け取った時

(2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。

(3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

第 4 条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者の氏名または名称
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 保険金受取人の氏名または名称
- ⑤ 支払事由
- ⑥ 保険期間
- ⑦ 保険金の額
- ⑧ 保険料およびその払込方法
- ⑨ 契約日
- ⑩ 保険証券を作成した年月日

第3章 保険料の払込み

第5条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

(1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

第6条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

第7条（保険料の払込方法（経路））

(1) 保険契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

① 集金払込み	会社の派遣した集金人に払い込む方法 ^[1]
② 窓口払込み	会社 ^[2] に持参して払い込む方法
③ 口座払込み	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
④ 団体払込み	保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法 ^[3]

(2) 保険契約者は、本条(1)の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

(3) 本条(1)①③④の保険料の払込方法（経路）が選択されている場合において、選択された保険料の払込方法（経路）が会社の取扱範囲に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

第8条（会社による保険料の払込方法（経路）の変更）

会社は、次のいずれかの場合には、保険料の払込方法（経路）を窓口払込みに変更することができます。

- ① 第7条（保険料の払込方法（経路））(1)①の集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期^[1]内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合
- ② 保険契約者が第7条（保険料の払込方法（経路））(3)による変更をしない場合

第9条（前納払込み）

(1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、保険料の全部または一部を前納する

備考（第5条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

備考（第6条）

[1] 「猶予期間」とは、第5条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間をいいます。

備考（第7条）

[1] 保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りま

す。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3] その団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りま

備考（第8条）

[1] 「払込時期」とは、第5条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の払込時期をいいます。

備考（第9条）

[1] 保険契約者は、会社が認めた場合に

ことができます。^[1]この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

- (2) 本条(1)により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[2]に保険料の払込みに充当します。
- (3) 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された保険料の残額を死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合は、死亡給付金または満期保険金の保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表2）を会社^[3]に提出してください。

第10条（未経過期間に対する保険料の払戻し）

- (1) 保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。
 - ① 基本契約の消滅
 - ② 保険金額の減額変更
 - ③ 保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の保険料を死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合において、保険契約者がその保険料を受け取る意思を表示していないときは、死亡給付金または満期保険金の保険金受取人に払い戻します。

限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第10条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第4章 契約の解除

第11条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または保険金受取人が、この基本契約の死亡給付金を詐取る目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力^[3]に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力^[3]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力^[3]を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力^[3]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力^[3]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ この基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえ

備考（第11条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

ない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合

- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その保険金を支払いません。
 - ② すでにその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- (3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第12条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、基本契約の保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第12条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第5章 契約の取消しおよび無効

第13条（詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により基本契約の締結または復活が行われたときは、会社は、その基本契約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第14条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結または復活を行ったときは、その基本契約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第6章 保険契約者または保険金受取人の代表者

第15条（保険契約者または保険金受取人の代表者）

- (1) 基本契約について保険契約者または保険金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 保険契約者または保険金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表2）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者または保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人に対しても、その効力を有します。

備考（第15条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

- (4) 基本契約について保険契約者が2人以上いるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

第7章 契約関係者の変更

第16条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、本条(2)に定める範囲内の第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。
- (2) 本条(1)の承継をしようとする者または保険契約者は、父、母、一定の親族、その他これに類する者として会社の定める者であることを必要とします。^[1]
- (3) 保険契約者が本条(1)の承継をさせようとするときは、必要書類（別表2）を会社^[2]に提出して請求してください。
- (4) 本条(1)の承継をしたときは、保険証券に記載します。

第17条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者または被保険者が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出てください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

備考（第16条）

- [1] 保険契約者の基本契約による権利義務が相続により承継された場合には、本条(2)は適用しません。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第17条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8章 契約の変更

第18条（保険金額の減額変更）

- (1) 保険契約者は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
 - ① 保険料払済契約に変更されているとき
 - ② 減額後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ③ 減額後の基準保険金額^[1]が10万円の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表2）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第18条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第19条（保険料払済契約への変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条(1)の請求をすることはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表2）を

備考（第19条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

会社^[2]に提出してください。

- (4) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。
- (5) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じません。

[3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第9章 加入年齢の計算および年齢に誤りがあった場合の取扱い

第20条 (加入年齢の計算)

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の日の直前の4月2日に出生したものととしてその4月2日^[1]から基本契約の契約日までを計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[2]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考 (第20条)

- [1] 被保険者の出生の日が4月2日である場合は、その4月2日とします。
- [2] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第21条 (年齢に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢に基づいて基本契約を締結したものととして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考 (第21条)

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。

第10章 解約

第22条 (保険契約者による解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表2)を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- ① 月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があったとき
 - ② 保険料払込期間が満了した後に解約の通知があったとき
 - ③ 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき
- (4) 本条(3)により解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考 (第22条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第23条 (保険金受取人による基本契約の存続)

- (1) 債権者等^[1]による基本契約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

備考 (第23条)

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で基本契約の解約をすることができる

- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべて満たす死亡給付金の保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② 保険契約者でないこと
- (3) 保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表2）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社^[2]に到達した日以後、その解約の効力が生じたまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等^[1]に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等^[1]に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。
- (5) 本条(4)の支払事由が学資祝金にかかるものであり、その学資祝金の額が本条(2)の金額よりも少ない場合には、本条(2)の死亡給付金の保険金受取人が債権者等^[1]に支払う金額は、本条(2)の金額から、その学資祝金の額を差し引いた金額とします。

きる者をいいます。

- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第11章 返戻金の支払

第24条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- ① 基本契約の解除
 - ② 第22条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ③ 基本契約の失効
 - ④ 保険金額の減額変更の請求
 - ⑤ 死亡給付金の免責事由^[1]の該当
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。

備考（第24条）

- [1] 「免責事由」とは、第1条（保険金の支払）(2)の事由をいいます。

第12章 契約の復活

第25条（契約の復活）

- (1) 第6条（契約の失効）の場合、保険契約者は、基本契約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その基本契約を復活することができます。
- (2) 保険契約者は、次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。
- ① 返戻金の支払の請求があったとき
 - ② 復活をした場合の保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表2）を会社^[3]に提出して申し込んでください。
- (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、復活払込金^[4]を払い込んでください。

備考（第25条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この保険契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。

第26条（復活の責任開始の時）

- (1) 復活の申込みを承諾したときは、会社は、復活払込金^[1]を受け取った時から復活後の基本契約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を復活日とします。
- (3) 会社は、復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、基本契約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第27条（復活の効果）

基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第13章 契約者貸付**第28条（契約者貸付）**

- (1) 保険契約者は、解約返戻金額^[1]のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の貸付けを受けようとするときは、必要書類(別表2)を会社^[2]に提出してください。
- (3) 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日^[3]の翌日から弁済の日まで発生します。
- (4) 保険契約者は、貸付期間^[4]内に、会社の定める方法により、利息とともに貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間^[4]の満了前に、次のいずれかの事由が生じたときは、その貸付けは弁済期限が到来したものとします。
 - ① 基本契約の消滅
 - ② 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、基準保険金額^[5]の減額割合に応じた部分について弁済期限が到来したものとします。）
 - ③ 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を積立金^[6]から差し引きます。）
 - ④ 学資祝金の支払事由の発生（貸付金の元利金のうち、その学資祝金額の範囲内でその貸付けの全部または一部について弁済期限が到来したものとします。）
- (5) 保険契約者が貸付期間^[4]経過後に貸付金を弁済するときは、その貸付期間^[4]の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率^[7]を適用します。
- (6) 保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間満了後1年の期間^[8]を経過したときは、会社の定める計算方法により、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を積立金^[6]から差し引き、基準保険金額^[5]を減額します。
- (7) 本条(6)により基準保険金額^[5]を減額した場合、会社は保険契約者にその旨を通知します。
- (8) 保険契約者が貸付金^[9]を弁済しないで更に貸付けを請求する場合^[10]においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときに弁済があったものとして、新たな貸付金額から前貸付金額を差し引きます。^[11]この場合において、貸付金を支払った場合で貸付けの請求の日と支払を受けた日が異なる日であるときは、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に対する利息は支払う必要がありません。

備考（第26条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。

備考（第28条）

- [1] 「解約返戻金額」とは、基本契約を解約した場合にその基本契約の経過した年月数により算出した第24条（返戻金の支払）(2)本文に定める返戻金額をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「貸付けを受けた日」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、保険料に振り替えた日とします。
- [4] 「貸付期間」は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、最後に保険料に振り替えた日）の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [5] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [6] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [7] 貸付期間内に貸付金を弁済しなかったことに対し、貸付期間内の利率に一定の利率を加えた利率を適用することがあります。
- [8] 「貸付期間満了後1年の期間」とは、貸付期間の満了の日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [9] 「貸付金」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けに関する貸付金の場合は、弁済期限が到来したもの

に限ります。

- [10] 保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。
- [11] 保険契約者が新たな貸付金の一部をもって前貸付金に対する利息の弁済に充てるときは、利息を提出する必要はありません。

第14章 契約者配当

第29条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

第30条（契約者配当金の支払）

- (1) 第29条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その年ごとの契約応当日^[1]から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第29条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[3]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[4]を支払います。ただし、①の場合は満期保険金の保険金受取人に、②の場合に死亡給付金を支払うときは死亡給付金の保険金受取人に支払います。
 - ① 保険期間の満了
 - ② 被保険者の死亡
 - ③ 基本契約の解除
 - ④ 第22条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ⑤ 基本契約の失効
 - ⑥ 保険金額の減額変更の請求
 - ⑦ 保険契約者による契約者配当金の支払請求
- (4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、基準保険金額^[5]のうち減額した基準保険金額^[5]の割合によって計算します。
- (5) 第29条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

備考（第30条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [2] 次の基本契約を除きます。
 - (1) 年ごとの契約応当日に基本契約の解除または第22条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約
 - (2) 年ごとの契約応当日に保険金額の減額をするための変更の請求のあった基本契約のうち減額部分
- [3] 第29条（契約者配当金の割当て）(1)により割当てを行った事業年度末またはその翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)①に該当したことにより支払うものを除きます。
- [4] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [5] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

第15章 譲渡禁止

第31条（譲渡禁止）

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第16章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

第32条（保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い）

- (1) 保険金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。
- (2) 学資祝金を支払う場合において、その基本契約に関し貸付金があるときは、その貸付金の元利金をその支払金額から差し引きます。

備考（第32条）

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 満期保険金
 - (2) 死亡給付金
 - (3) 返戻金
 - (4) 契約者配当金（第30条（契約者配当金の支払）(3)⑦の契約者配当金の支払請求によるものを除きます。）
 - (5) 払い戻す保険料
- [2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払保険料
 - (2) すでに弁済期限が到来している貸付金
 - (3) 次により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）
 - ① 第18条（保険金額の減額変更）(5)
 - ② 第22条（保険契約者による解約）(4)
 - (4) その他会社が弁済を受けるべき金額

第17章 保険金等の請求および支払時期等

第33条（保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または保険金受取人は、死亡給付金の支払事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者または保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表2）を会社^[1]に提出して保険金等^[2]を請求してください。
- (3) 保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時まで会社に^[1]提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
------------------------	--------

備考（第33条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第1条（保険金の支払）(2)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に依りなかつたときを含みます。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
② 保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第11条（重大事由による契約の解除）(1)③ア. から才、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の基本契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
 - ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等^[2]は支払いません。
- (7) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第34条（消滅時効の援用）

保険金等^[1]の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

備考（第34条）

- [1] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

第18章 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第35条（第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 第1回保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、次の時を第3条（責任開始の時）の第1回保険料^[1]を受け取った時とします。また、復活払込金^[2]を次の方法により払い込む場合、次の時を第26条（復活の責任開始の時）の復活払込金^[2]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[3] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[4] により金融機関等の口座からの引落し等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[4] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[4] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文

備考（第35条）

- [1] 「第1回保険料」には、第1回保険料相当額を含みます。
- [2] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額をいいます。
- [3] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [4] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [5] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

が端末機に表示されることを必要と
します。

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[3]により第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]の払込みはなかったものとします。
- ① 会社がクレジットカード発行会社から第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
 - ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[3]の名義人^[5]から第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

別表1 死亡給付金額

死亡給付金額は、次のいずれかの大きい額とします。

- ① 次に定める金額からア、およびイ、の金額を差し引いた金額

$$\text{（保険料額}^{[1]}\text{）} \times \text{（基本契約の経過した月数}^{[2]}\text{）}$$

ア、すでに支払事由が発生した学資祝金の合計額^[3]

イ、以下の金額を合計した金額

（ア）第19条（保険料払済契約への変更）(4)における未払保険料に相当する金額

（イ）第28条（契約者貸付）(4)③または(6)における貸付金の元利金^[4]

- ② 基本契約の積立金^[5]の額

備考（別表1）

[1] 「保険料額」は、被保険者の死亡時における保険料額とし、かつ、保険料の払込方法（経路）を口座払込みとした場合の保険料額とします。

[2] 「基本契約の経過した月数」は、被保険者の死亡時における基本契約の状態の区分に応じ、次の月数とします。この場合において、1か月に満たない端数があるときは、その端数は切り上げます。

基本契約の状態	月数
① 保険料払済契約に変更されているとき	契約日から保険料払済契約への変更の効力発生日の前日までに経過した月数
② 保険料払込期間が満了しているとき（①に該当する場合を除きます。）	契約日から保険料払込期間が満了した日までに経過した月数
③ ①②に該当しないとき	契約日から被保険者の死亡日までに経過した月数

[3] この基本契約を締結した際の基準保険金額が変更されている場合は、基本契約の締結時から被保険者の死亡時における基準保険金額であったものとして計算した金額とします。

[4] 第28条（契約者貸付）(6)による保険金額の減額変更以後に、第18条（保険金額の減額変更）により保険料額が変更された場合は、①イ、(イ)の金額は、変更前の保険料額に対する変更後の保険料額の割合により変更されたものとします。

[5] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

別表2 必要書類

(1) 保険金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

- ① 保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
学資祝金の支払（第1条関係）	保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者および被保険者の住民票または健康保険証 3 保険金受取人の戸籍抄本 4 保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
満期保険金の支払（第1条関係）	保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者および被保険者の住民票または健康保険証 3 保険金受取人の戸籍抄本 4 保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
死亡給付金の支払（第1条関係）	保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の住民票または健康保険証 3 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 4 会社所定の医師の死亡証明書 5 保険金受取人の戸籍抄本 6 保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証

		7 保険証券
--	--	--------

② その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第9条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第10条関係）	保険契約者、死亡給付金の保険金受取人または満期保険金の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者、死亡給付金の保険金受取人または満期保険金の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者の代表者の指定または変更（第15条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人の代表者の指定または変更（第15条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 その保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者の変更（第16条関係）	変更前の保険契約者	1 会社所定の請求書 2 変更前の保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の変更（第18条、第19条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約（第22条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人による基本契約の存続（第23条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
返戻金の支払（第24条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の復活（第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者貸付（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書または請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第30条関係）	保険契約者、死亡給付金の保険金受取人または満期保険金の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者および被保険者の住民票または健康保険証（第30条（契約者配当金の支払）(3)⑦の契約者配当金の支払請求をする場合に限り。） 3 保険契約者、死亡給付金の保険金受取人または満期保険金の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

(2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。